

山梨市低入札価格調査実施要領

平成23年 4月 1日 制定

令和 元年10月 1日 最終改正

第1 目的

この要領は、山梨市が発注する建設工事の低入札価格調査の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象建設工事

低入札価格調査の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成17年山梨市条例第46号）第2条に該当する建設工事及び総合評価落札方式により執行する建設工事とする。

第3 調査基準価格の設定

本調査を実施する場合、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で定めるものとする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の7.5を乗じた額とする。

1) 下記《2）、3）以外》

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2) 電気設備工事、受変電設備工事、通信設備工事、機械設備工事

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費と機器間接費の額の和に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
- ⑤ 機器費の額に10分の9.07を乗じて得た額

注) 機械設備工事、並びに下水道の機械設備工事及び電気設備工事においては、「機器間接費」を「据付間接費+設計技術費」と読み替える。

3) 営繕工事（電気設備工事、建築工事、機械設備工事）

- ① 直接工事費から現場管理費相当額を減じた額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費に現場管理費相当額を加えた額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

注) 現場管理費相当額は、直接工事費に10分の1を乗じて得た額

- (2) 特別なものについては、(1)の算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約担当者の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

第4 予定価格調書への記載

第3の割合により調査基準価格を設定し、これを予定価格の記載した書面に、記載しなければならない。

第5 入札参加者への周知

対象工事の入札公告に次の事項を記載し、入札参加者に周知するものとする。

- (1) 低入札価格調査制度を適用していること。
- (2) 調査基準価格を下回る入札を行った者は最低価格入札者（総合評価落札方式適用工事にあつては評価値の最も高い者（以下「最高評価値者」という。））であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (3) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を行うこと。
- (4) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、低入札価格調査に協力すること。
- (5) 調査基準価格を下回る入札を行った者との契約に係る措置に関すること。

第6 入札の執行

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、契約担当者は、入札者に対して落札決定を保留する旨を告げて、入札を終了する。

第7 調査の実施

当該工事の所管課長は、調査基準価格を下回る価格の入札があつた場合、その価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次の内容について入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の低入札価格調査を行うものとする。ただし、総合評価落札方式における最高評価値者が調査基準価格を上回つた入札をして落札者となる場合には調査を実施しない。

- ① 入札者から提出された「調査資料」の確認と検討
- ② 経営内容、経営状況について取引金融機関、保証会社等への照会

- ③ 信用状態（法律違反の有無、賃金不払の状況、下請負代金の支払遅延状況）
- ④ その他必要な事項

第8 調査資料の提出

契約担当者は、第7に定める低入札価格調査を実施することとなった場合には、低入札調査基準価格を下回り、かつ総合評価落札方式においては落札者決定基準を満たしたすべての入札者に対して、次の各号に掲げる資料を提出させるものとし、落札決定保留後に、調査資料の提出を求める旨通知する。

調査資料の提出期限は、当該通知日の翌日から起算して3日（山梨市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日を含まない。）以内とし、期限までに提出しない者は失格とする。

- ① 当該価格で入札した理由（提出様式－1）
- ② 工事費内訳書（提出様式－2の1）
- ③ 内訳書に対する明細書（提出様式－2の2）
- ④ 施工体制台帳（提出様式－3）
- ⑤ 施工体系図（提出様式－4の1）
- ⑥ 下請予定業者等一覧表（提出様式－4の2）
- ⑦ 手持ち工事の状況（提出様式－5の1、提出様式－5の2）
- ⑧ 配置予定技術者（提出様式－6）
- ⑨ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（提出様式－7）
- ⑩ 手持ち資材の状況（提出様式－8）
- ⑪ 資材購入予定先一覧（提出様式－9）
- ⑫ 手持ち機械の状況（提出様式－10）
- ⑬ 労務者の確保計画（提出様式－11）
- ⑭ 工種別労務者配置計画（提出様式－12）
- ⑮ 過去に施工した公共工事名及び発注者（提出様式－13）
- ⑯ 建設副産物の搬出地（提出様式－14）
- ⑰ 安全管理体制（提出様式－15）＊
＊提出については、個別案件ごとに定める。
- ⑱ 直近の決算時の営業報告書の写し

第9 調査の結果、適合した履行がされると認められた場合の措置

当該工事の所管課長が調査の結果、最低価格入札者または最高評価値者の入札価格により、契約の内容に適合した工事が確実に履行がされると認めるときは、契約担当者は当該工事の所管課長の調査の結果及び意見を記載した「低入札価格調査表」を付して、「低入札価格審査委員会」に諮った上で最低価格入札者を落札者と決定し、直ちに最低価格入

札者または最高評価値者に対し、落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者に対してその旨を知らせるものとする。

第10 調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認めた場合の措置

当該工事の所管課長が調査の結果、最低価格入札者または最高評価値者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、契約担当者は当該工事の所管課長の調査の結果及び意見を記載した「低入札価格調査表」を付して、「低入札価格審査委員会」にその意見を求めなければならない。

第11 低入札価格審査委員会の設置及び審査並びに意見

- (1) 第7に規定する低入札価格調査の結果をもとに、最低価格入札者と契約するかどうかを審査し決定するため、低入札価格審査委員会（以下「審査委員会」という）を設置する。
 - ① 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
 - ② 委員長、副委員長及び委員は、山梨市工事請負等入札者指名選考委員会要綱に基づき選定された委員と対象工事の所管課長をもって構成するものとする。
 - ③ 審査委員会は、委員長が招集し、議長となる。
 - ④ 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
 - ⑤ 審査委員会は、必要があると認めた場合は、関係職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。
 - ⑥ 緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、書類の回付をもってこれに代えることができる。
 - ⑦ 審査委員会の庶務は、管財課において処理する。
- (2) 審査委員会は契約担当者から意見を求められたときは、審査を行い、意見を述べるものとする。

第12 低入札価格審査委員会の意見に基づく落札者の決定等

- (1) 契約担当者は、低入札価格審査委員会の意見に基づき、最低価格入札者または最高評価値者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行が確保できないおそれがあると認めたときは、最低価格入札者または最高評価値者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者または最も評価値の高い者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

この場合、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第7以降と同様の手続きによって行うものとする。
- (2) 契約担当者は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落

札者とし不在旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

第13 会計管理者及び監査委員事務局への書面の提出

契約担当者は、次順位者を落札者としたときは、調査の結果及び自己の意見を記載した書面並びに低入札価格審査委員会の意見を記載した書面の写しを添付し、会計管理者及び監査委員事務局長に提出するものとする。

第14 監督体制の強化等

対象工事の落札者が低入札調査基準価格を下回った入札を行った者である場合は、当該工事の施工を監理する所属の長は次の措置をとるものとする。

- ① 施工体制台帳のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が低入札価格調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。
- ② 施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が低入札価格調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。
- ③ 監督職員は当該工事に係る監督業務において、段階確認、施工の検査等を実施するにあたっては、立ち会いすることを原則とし、かつ入念に行うこととする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかを確認する。
- ④ 安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行う。

第15 調査基準価格を下回る入札を行った者との契約に係る措置

落札者と決定された低入札調査基準価格を下回った入札を行った者と契約を締結しようとする場合は、落札者に対し次に掲げる事項を義務付けるものとする。

- ① 施工体制台帳及び施工体系図を作成し現場に備え置くとともに、発注者に提出すること。
- ② 次のとおり、技術者の配置を行うこととし、技術者の配置ができないときは、失格とする。

請負金額に拘わらず、技術者を新たに1名増員し、主任技術者または監理技術者と併せ2名専任で配置すること。ただし、いずれの技術者も現場代理人との兼務を認める。

なお、平成28年5月30日付け梨管財4第5-6号管財課長通知「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」は、適用できない。

また、工場製作を含む工事の工場製作期間については、専任及び増員配置は要しないものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成28年6月3日付け梨管財4第6-1号）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成28年7月1日から施行し、同日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。